

第 8 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係)

8-1.景観重要建造物の指定の方針

(1)指定方針

景観重要建造物は、歴史的または文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な建造物を景観法に基づいて指定するものです。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良好な景観の形成にとって重要な建造物や市民に親しまれている建造物等を指定の対象とします。

(2)指定基準

道路や公園等の公共空間から容易に望見できること、また以下に示す項目のいずれかに該当することを指定の基準とし、加えて所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ①市・都指定文化財に指定されている建造物
- ②有形文化財に登録されている建造物
- ③地域における歴史や文化を後世に伝える建造物
- ④地域の良好な景観の形成の規範となる建造物
- ⑤市民に広く愛され、親しまれている建造物

8-2.景観重要樹木の指定の方針

(1)指定方針

景観重要樹木は、歴史的または文化的価値の高さを問うものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な樹木を景観法に基づいて指定するものです。

このため、地域の良好な景観の形成にとって重要な樹木や市民に親しまれている樹木等を指定の対象とします。

(2)指定基準

道路や公園等の公共空間から容易に望見できること、また以下に示す項目のいずれかに該当することを指定の基準とし、加えて所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。

- ①市・都指定文化財に指定されている樹木
- ②保存樹木に指定されている樹木
- ③昔からの伝承があり、地域の遺産としての価値がある樹木
- ④樹高や樹形が地域のシンボリックな存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- ⑤市民に広く愛され、親しまれている樹木

第 9 章 屋外広告物の表示等 (景観法第 8 条第 2 項第 4 号イ関係)

現在、市内で屋外広告物を表示する場合の許可申請等の手続きは、「東京都屋外広告物条例」に基づいて、許可区域にあつては、広告物の種類等により市の広告物担当係等あるいは多摩建築指導事務所担当課に申請し、それぞれ種類や規模に応じて許可を得ることになっています。

市では、こうした「東京都屋外広告物条例」に基づく景観誘導と、市が景観計画により進める建築物や工作物等に対する景観誘導との連携を図りながら、市内の一層良好な街並み景観の形成に向けて取り組んでいきます。

第 10 章 景観に配慮した公共施設の整備 (景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ関係)

10-1.景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設のうち、景観上の骨格を成しているもの、また市あるいは地域のシンボルとなっているもの等、景観形成上重要な役割を担っている公共施設を、次の指定の方針を踏まえるとともに、施設管理者等の同意に基づいて景観重要公共施設として指定します。

- ①市の「顔」となっている公共施設
- ②市の景観の骨格を形成する軸あるいは拠点等の一部を構成する公共施設
- ③市または地域の景観の形成において先導的な役割を果たす重要な公共施設

10-2.景観重要公共施設

上記「景観重要公共施設の指定の方針」を踏まえて抽出した対象を以下に列記します。

表 景観重要公共施設

対象施設名	管理者	備考
甲州街道(国道 20 号)	国	国道 20 号。一部、並行して旧甲州街道が通る。
多摩川	国	市の南部に位置している一級河川。
神代植物公園	東京都	大温室やばら園、芝生広場等がある。

10-3.整備に関する事項

(1)甲州街道(国道 20 号)

市内を東西に横断し、主要な交通網の一つとなっている甲州街道は、沿道に街路樹が植えられ、四季折々の特徴ある道路景観を創り出しています。また、八雲台2丁目付近から柴崎1丁目付近にかかる馬橋においては、桜並木が映える野川や市の南北を縦断するサイクリング道路が交差し、地域に根ざした良好な景観を形成しています。

今後、関係各機関と連携を図りながら、沿道の街路樹、野川などの自然資源と一層の調和を図り、甲州街道周辺を含めた都市空間全体の質の向上に努めます。



(2)多摩川

市の南部に位置している多摩川は、市民の憩いの場であるとともに、良好な景観形成の骨格をなす市民共通の財産となっています。

「多摩川水系河川整備計画」等に基づき、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮した整備を進め、多摩川らしい河川景観の形成に努めます。



(3)神代植物公園

市の北部に位置している神代植物公園は、四季を通じて草木の姿や花の美しさを味わうことができ、緑が溢れる市民の憩いの場であるとともに、市外から観光客が訪れる広域的な活動交流拠点となっています。公園内には、武蔵野の面影を残す樹林や、一部のエリアでは湧水が集まってできた湿地帯が見られます。

今後、関係各機関と連携を図りながら、「神代植物公園マネジメントプラン」に基づき整備・管理を進め、樹林や湧水などの自然資源を生かした景観形成に努めるとともに、人々の活動が創出する魅力ある景観形成に努めます。

